

● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について（令和６年度決算分）

平成２６年４月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障４経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。

令和６年度決算における使途については、次のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 165,363千円

（歳出） 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 802,788千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉総務事業	2,897	2,567	330	0
	心身障害者等福祉事業	235,850	174,395	48,849	12,606
	老人福祉事業	14,199	9,329	2,936	1,934
	地域福祉センター事業	4,295	0	898	3,397
	福祉医療事業	55,784	24,637	21,267	9,880
	児童手当事業	132,280	114,808	17,472	0
	保育所事業	52	52	0	0
	災害救助事業	30	0	5	25
	小計	445,387	325,788	91,757	27,842
社会保険	国民健康保険事業	69,501	51,125	14,316	4,060
	後期高齢者医療事業	49,651	37,238	10,227	2,186
	介護保険事業	238,186	14,393	49,063	174,730
	小計	357,338	10,807	73,606	180,976
保健衛生	母子衛生事業	63	63	0	0
	小計	63	63	0	0
合計		802,788	336,658	165,363	208,818

※１ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、令和６年度決算額です。

※２ 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。